

市政刊行物の有償頒布に伴う事務取扱要綱

(目的)

第1条 市民への情報提供の充実と市政刊行物の円滑で効果的な頒布を図るため、市政刊行物の有償頒布に係る事務処理について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、市政刊行物（磁気媒体・映像物等を含む。）とは次の各号の定めるところによる。

(1) 広報刊行物

事務事業の周知・啓発などの目的で作成した冊子、チラシ等をいう。

(2) 行政刊行物

報告書や概要、記録など事務事業の執行に伴い作成した冊子や地図、リーフレット等をいう。

(有償刊行物の範囲)

第3条 行政刊行物は、次の目的で作成したものを除き、原則として有償で頒布する。

(1) 一般に広く周知する必要があるもの

(2) 事業目的を達成するため、頒布対象を特定しているもの

(3) 市民生活に係る基礎的な情報を提供するもの

(4) その他総務企画局長が認めるもの

(有償刊行物の販売窓口)

第4条 有償刊行物は、かわさき情報プラザ（以下「情報プラザ」という。）で販売する。

(販売窓口で取り扱う有償刊行物)

第5条 情報プラザで取り扱う有償刊行物のうち、毎年度発行しているものについては、直近2年度分までの販売を原則とする。これによらない場合については、情報プラザと有償刊行物を発行する所管課（以下「所管課」という。）で協議を行うものとする。

(頒布価格)

第6条 有償刊行物の頒布価格は、原則として印刷・製本に係る実費を勘案した額とする。

2 有償刊行物を発行する局の局長等（以下「発行局長等」という。）は、前項と異なる頒布価格を設定するときは総務企画局長と協議する。

(有償刊行物の販売)

第7条 発行局長等は、有償刊行物の発行及び販売開始にあたっては、有償刊行物販売依頼書（様式1）を総務企画局長に提出する。

(企業会計における販売手数料)

第8条 企業会計が情報プラザで有償刊行物を販売するときには、販売手数料として販売価格の15パーセントを負担するものとする。

(郵送での販売)

第9条 郵送で有償刊行物を販売するときは、先に購入希望者が販売代金分の現金及び送料相当の切手を情報プラザに送付し、情報プラザにおいて受領を確認後に有償刊行物を発送するものとする。

(有償刊行物の問い合わせ)

第10条 有償刊行物の内容についての問い合わせには、所管課が対応するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。